

# JCHO 宇和島病院における医療関連感染に対する感染管理指針

## 1. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染対策の病院業務における重要性は強く認識されている。適切な感染対策を行う事、さらに、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、患者、従業者の安全、医療コストの軽減、地域における耐性菌の発生予防に役立つ。このためには、有効な組織づくり、関係法令の遵守、標準予防策と感染経路別予防策の遂行、従業者の教育および適切な抗菌薬治療を的確に行う必要がある。院内感染防止対策委員会および ICT・AST チームを中心として、院内感染防止対策マニュアルにそった医療が提供できるように指導を行うとともに、現場の従業者からのフィードバックを常に得ながら、実効のある体制作りを目指す。

## 2. 医療関連感染対策のための委員会その他の組織に関する基本事項

### 1) 院内感染防止対策委員会

感染対策に関する院内全体の問題点の把握や改善策の策定等を行うために、院内の横断的な部署からの構成員および病院管理者で組織する院内感染防止対策委員会(以下「委員会」)を設置する。

- ① 委員会の管理及び運営については別に定める。
- ② 委員会は月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。
- ③ 委員会は重要な検討内容について、医療関連感染発生時及び発生が疑われる際の患者への対応を含め、管理者へ報告する。
- ④ 医療関連感染が発生した場合、委員会は速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施ならびに従業者への周知を図る。
- ⑤ 委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行う。

### 2) 感染対策チーム (ICT)

院内感染防止対策委員会が策定した感染対策を実施するため、院内感染防止対策委員会スタッフの中から、多職種で組織した「感染対策チーム (ICT)」を組織し、各部署における感染対策の実務をサポートする。また、看護課各部署のリンクナースは、感染対策の円滑な実施運用のために活動する。

### 3) 抗菌薬適正使用支援チーム (AST)

個々の患者に対して最大限の治療効果を導くと同時に、有害事象をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できる(最適化する)ように、また耐性菌出現のリスク軽減を目的とし、抗菌薬の適正使用を支援する。

## 3. 医療関連感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

- 1) 院内感染防止対策の基本的考え方及びマニュアルについて職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2) 就職時の初期研修および、全職員を対象とした研修を年2回程度開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- 3) 研修の実施内容(日時、出席者、研修項目等)を記録・保存する。

## 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1) 耐性菌検出状況については、毎週運営会議で報告し、院内感染防止対策委員会・感染リンクナース会でも月1回報告する。
- 2) 感染対策上重要な病原微生物の検出があった場合には、院内感染防止対策委員会で報告する。

## 5. 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ届け出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に準じて行政機関へ報告する。なお、感染症患者とは、感染症法に規定されている対象疾患および医療関連感染の恐れがあると判断される者全てをいう。

### 1) 通常時の対応

感染症患者が発生した場合は、担当医、看護師長又は臨床検査科から感染防止対策委員長に報告し、ICTにより現場確認・調査のうえ、適切な感染対策が行えるようにサポートを行う。

### 2) 緊急時（重大な医療関連感染などの発生）の対応

感染症患者の発生の緊急時（重大な院内感染などの発生）には、直ちに担当医、看護師長又は臨床検査科から感染防止対策委員長に報告し、感染防止対策委員長から病院長および医療安全管理者に報告し、必要に応じて「緊急院内感染防止対策委員会」を開催するなどして速やかな対策を講じる。緊急院内感染防止対策委員会では速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する為に全職員へ周知徹底する。

## 6. 患者等に対する病院感染管理指針の閲覧に関する基本方針

1) 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。

2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して理解を得た上で、協力を求める。

## 7. その他の医療関連感染対策の推進のために必要な基本方針

1) 院内感染対策マニュアルを作成し、マニュアルに応じた感染症対策を、職員全員に周知徹底することに努力する。

2) 院内感染防止対策委員会は、その時々での感染症の動向に着目し、院内感染対策マニュアルの改訂を行う。

3) ICT・AST 活動を行い抗菌薬の使用適正化・医療関連感染対策等について検討し対策をたて、現場において改善策の提示や教育等の指導を行う。

4) 職員は自らが感染源とならないよう定期健康診断を受診し、ワクチン接種を受ける。

平成 26 年 9 月 9 日改訂

平成 29 年 6 月 7 日改訂

平成 29 年 12 月 13 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 8 月 14 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

院内感染防止対策委員会